

3. 経営事項審査の改正について

改正の視点

建設業における①**担い手の育成・確保**、②**災害対応力の強化**、③**環境への配慮**を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
- 現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の待遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
- また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワーカーライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。

- OCCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の待遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。
- また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

- 現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況を評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。
- 建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類の拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

- 環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。
- 脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

- 内閣府の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)が令和4年3月30日付けで一部改正され、新たな認定制度である「トライくるみん」が配点例に追加された。
- 経営事項審査においても、「トライくるみん」認定を加点要件として追加し、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。**

認定の区分	内閣府の示した配点割合	経審上の配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（3段階目）	4
	えるぼし（2段階目）	3
	えるぼし（1段階目）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)	4	4

(参考)次世代法に基づく認定基準の主な改正点

- ・プラチナくるみん認定 男性の育児休業等取得率が「13%以上」から「30%以上」に変更
- ・くるみん認定 男性の育児休業等取得率が「7%以上」から「10%以上」に変更
- ・トライくるみん認定(新設) 令和4年3月31日以前のくるみん認定の認定基準と同様(男性の育児休業等取得率が「7%以上」)

下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組の審査基準及び評点

令和4年8月：公布予定
令和5年1月：施行予定
建設業法施行規則等改正

- 令和4年3月14日開催中央建設業審議会においては、『「全ての」建設工事(元請工事に限る。)又は「全ての」公共工事(元請工事に限る。)に対して、CCUS上での現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を講じていること』を加点要件と示していた。
- 他方で、①極めて工期が短く、施工体制の登録に必要な時間的猶予がない少額工事や②緊急性を要する災害応急工事等において、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な措置を実施することは、過度な負担を強いる懸念があるため、審査対象外として取り扱うこととする。

要件	評点
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての建設工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	15
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての公共工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	10
審査対象外とする建設工事 ・建設業法上許可不要となる軽微な工事 ・災害応急対策等に関する工事	<p>工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事</p> <p>発生直後の応急対策であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事等</p>

- 公布の日（令和4年8月予定）以降に開始する事業年度から審査対象の期間として運用することとする。**

(仮に、令和5年1月の施行予定日以降の申請より直ちに新基準を適用とした場合、令和3年度中から加点要件を満たしておく必要があるため)

- * なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとする予定。
(虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ)

- 現行のその他(社会性等)(W)の評点は、以下の式にて算出される。

$$(W1 \sim W10 \text{までの合計点数}) \times \frac{1,900}{200}$$

- 施行日(R5.1)以降、W1-⑨「WLBに関する取組」が追加されるものの、評点は最大5点であり、P点に占めるウェイトの増加は軽微であるため、現行の算式を維持する。
- W1-⑩「技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(CCUSの導入状況)」による審査が追加されると、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、係数を $\frac{1,750}{200}$ に変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

【施行日から適用した場合】(3月決算)



【審査項目追加日(申請日)から適用した場合】(3月決算)



経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

【現行】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況	(45) -40 -40 -40 15 15 15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①ISO9001 ②ISO14001	(10) 5 5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

【改正(案)】

(改正公布R4.8 施行R5.1を予定)

項目	評点(最大)
W1 建設業の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退共の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況 ⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 ⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ⑨WLBIに関する取組の状況 ⑩技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (CCUSの導入状況)	(77) -40 -40 -40 15 15 15 2 10 5 15
建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の他に加点対象を拡大)	15
W8 国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況 ①品質管理に関する取組(ISO9001) ②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	(10) 5 5 (エコアクションの場合3) 追加
合計(最高点)	237

担い手確保に関する
取組の状況に再編

新設

Wの素点が大きく増加することから、
総合評定値P点への換算式を変更。